

改正後	改正前
<u>（建築主事の設置）</u> <u>第 1 条 の 2 法 第 4 条 第 1 項 に 基 づ</u> <u>き、本市に建築主事を置く。</u> <u>2 前項の建築主事は、次の各号の職</u> <u>にある者をもって充てる。ただし、法</u> <u>第77条の58第 1 項に規定する建築基</u> <u>準適合判定資格者の登録（同条第 2</u> <u>項に規定する一級建築基準適合判定</u> <u>資格者登録簿への登録に限る。）のな</u>	

いは、この限りではない。

(1) 建築住宅局建築指導部長

(2) 建築住宅局建築指導部建築安全
課長

(3) 神戸市事務分掌規則第15条に掲
げる建築住宅局建築指導部建築安
全課の業務のうち、同条第2号に
規定する業務を行う課長級職員
(前号の職員及び法第12条第1項
に規定される建築設備等の定期報
告を担当する職員を除く。)

(4) 建築住宅局建築指導部建築安全
課指定機関指導係長

(5) 建築住宅局建築指導部建築安全
課建築安全係長

(6) 神戸市事務分掌規則第15条に掲
げる建築住宅局建築指導部建築安
全課の業務のうち、同条第2号に
規定する業務を行う係長級職員
(前号の職員及び法第42条に規定
される道路に関する業務を担当す
る職員を除く。)

3 第1項の建築主事の職務に関し必
要な事項は、建築住宅局長が定める。

(中間検査申請書に添付する書類)

第2条 施行規則第4条の8第1項第
4号に規定する規則で定める書類
は、次の各号に掲げる建築物の区分

(中間検査申請書に添付する書類)

第2条 施行規則第4条の8第1項第
4号に規定する規則で定める書類
は、次の各号に掲げる建築物の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める
図書とする。

- (1) 法第6条第1項第3号に掲げる
建築物のうち、木造の建築物（木造
とその他の構造とを併用する建築
物を含む。） 次に掲げる書類

ア～ウ [略]

- (2) 法第6条第1項第3号に掲げる
建築物のうち、前号に掲げる建築
物以外の建築物 次に掲げる書類
ア、イ [略]

（全体計画認定申請書に添付する書
類）

第5条の2 施行規則第10条の23第6
項に規定する規則で定める図書及び
書類は、次に掲げるもの（法第86条の
8第1項の認定に係る計画に法第6
条の3第1項又は法第18条第5項に
規定する構造計算適合性判定を要す
る建築物又は建築物の部分が含まれ
ている場合に限る。）とする。

- (1) 当該建築物又は建築物の部分に
係る法第6条の3第7項又は法第
18条第11項に規定する適合判定通
知書又はその写し

(2) [略]

に応じ、それぞれ当該各号に定める
図書とする。

- (1) 法第6条第1項第4号に掲げる
建築物のうち、木造の建築物（木造
とその他の構造とを併用する建築
物を含む。） 次に掲げる書類

ア～ウ [略]

- (2) 法第6条第1項第4号に掲げる
建築物のうち、前号に掲げる建築
物以外の建築物 次に掲げる書類
ア、イ [略]

（全体計画認定申請書に添付する書
類）

第5条の2 施行規則第10条の23第6
項に規定する規則で定める図書及び
書類は、次に掲げるもの（法第86条の
8第1項の認定に係る計画に法第6
条の3第1項又は法第18条第4項に
規定する構造計算適合性判定を要す
る建築物又は建築物の部分が含まれ
ている場合に限る。）とする。

- (1) 当該建築物又は建築物の部分に
係る法第6条の3第7項又は法第
18条第10項に規定する適合判定通
知書又はその写し

(2) [略]

（市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正）

第2条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（平成6年3月規則

第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(確認申請等に係る届出等)				(確認申請等に係る届出等)			
第2条の2 [略]				第2条の2 [略]			
2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。				2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。			
号	(あ)	(い)	(う)	号	(あ)	(い)	(う)
	確認申請等の種類	工作物の種類	図書		確認申請等の種類	工作物の種類	図書
(1)	次号及び第3号を除く確認申請等	法第6条第1項第3号に規定する建築物	[略]	(1)	次号及び第3号を除く確認申請等	法第6条第1項第4号に規定する建築物	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

3、4 [略] （建築等の届出等） 第10条の5 [略] 2 条例第35条の7第1項の規定により同項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、様式第12号による近隣住環境計画の区域内における行為の届出書に、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第6条第1項第3号</u>に規定する建築物に係る第1号の行為を行おうとする者にあつては、施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に規定する図書の添付は要しない。 (1)～(4) [略]	3、4 [略] （建築等の届出等） 第10条の5 [略] 2 条例第35条の7第1項の規定により同項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、様式第12号による近隣住環境計画の区域内における行為の届出書に、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第6条第1項第4号</u>に規定する建築物に係る第1号の行為を行おうとする者にあつては、施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に規定する図書の添付は要しない。 (1)～(4) [略]
--	--

様式第1号中「宅地造成等規制法に関する手続き等」を「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手続き等」に、「宅造許可」を「宅地造成等許可」に、「建築基準法第6条第1項第4号」を「建築基準法第6条第1項第3号」に改める。

様式第5号、第5号の2及び第6号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所

申請者 氏名

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 条第 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築主の住所、氏名等		(電話番号 — —)							
2 代理人の住所、氏名等		()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 (電話番号 — —)							
3 設計者の住所、氏名等		()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 (電話番号 — —)							
4 建築物の敷地	(1) 地名地番	神戸市 区							
	(2) 用途地域		(4) 高度地区	第 種高度地区					
	(3) 防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし	(5) その他						
5 主要用途									
6 工事の種類別		新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替 その他							
		申請部分	申請以外の部分	合計	14 事業内容				
7 敷地面積									
8 建築面積		()	()	()					
9 延べ面積		()	()	()					
10 築造面積					15 その他				
11 高さ									
12 構造									
13 階数									
16 敷地の周囲の環境									
17 許可を受けようとする具体的事項 (具体的数値)									
※ 処 理 欄					※ 条 件				
※ 受付欄		※ 建築審査会意見欄		局	消収第 号	※ 消防関係意見欄		※ 許可番号欄	
				署					

備考

1 ※の欄は、記入しないでください。

2 氏名について、法人にあっては、その名称及び代表者名を記入してください。

3 4 (3)の欄及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。

4 8の欄の()内には、建蔽率の算定の基礎となる建築面積を記入してください。

5 9の欄の()内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。

6 14の欄から17の欄までの欄は、許可の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。

様式第5号の2（第9条の2関係）

認 定 申 請 書									
神戸市長 宛					年 月 日				
住所									
申請者 氏名									
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 条第 項の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。									
1 建築主の住所、氏名等		(電話番号 — —)							
2 代理人の住所、氏名等		()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 (電話番号 — —)							
3 設計者の住所、氏名等		()建築士()登録第 号()建築士事務所()登録第 号 (電話番号 — —)							
4 建築物の敷地	(1) 地名地番	神戸市 区							
	(2) 用途地域		(4) 高度地区	第 種高度地区					
	(3) 防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし		(5) その他					
5 主要用途									
6 工 事 の 種 別		新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替							
		申請部分	申請以外の部分	合計	14	事業内容			
7 敷地面積									
8 建築面積		()	()	()					
9 延べ面積		()	()	()					
10 築造面積					15	その他			
11 高さ									
12 構造									
13 階数									
16 敷地の周囲の環境									
17 認定を受けようとする具体的事項 (具体的数値)									
※ 処 理 欄					※ 条 件				
※ 受 付 欄								※ 認 定 番 号 欄	
備考									
1 ※の欄は、記入しないでください。									
2 氏名について、法人にあっては、その名称及び代表者名を記入してください。									
3 4 (3)の欄及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。									
4 8の欄の()内には、建蔽率の算定の基礎となる建築面積を記入してください。									
5 9の欄の()内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。									
6 14の欄から17の欄までの欄は、認定の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。									

許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

申請者 様

神戸市長 印

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 建築場所又は築造場所
- 3. 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 条第 項 の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。